

(3月定例議案)

1. 議案名

徳島県立学校規則及び県費負担教職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則について

2. 制定理由

地方公務員法の一部が改正されたことに鑑み、県立学校の職員及び県費負担教職員の人事評価を適正かつ円滑に実施するため、所要の改正を行う必要がある。

教職員課



# 徳島県立学校規則及び県費負担教職員の勤務成績の評定に関する規則の一部改正について

教職員課

## 1 改正の理由

地方公務員法の一部が改正されたことに鑑み、県立学校の職員及び県費負担教職員の人事評価を適正かつ円滑に実施するため、所要の改正を行う必要がある。

## 2 改正の概要

- (1) 地方公務員法の一部改正に鑑み、県立学校の職員及び県費負担教職員に係る「勤務評定」を「人事評価」に改めることとした。
- (2) 人事評価は、定期評価及び特別評価とすることとした。
- (3) 定期評価及び特別評価の実施に関し必要な事項を定めることとした。

### ○定期評価

基準日 毎年2月1日

評価期間 基準日の属する年の前年の4月1日からその属する年の3月31日までの1年間

### ○特別評価

#### ①条件付採用の教職員

基準日 条件付採用期間が6月の者 条件付採用期間開始後5月を経過したとき  
条件付採用期間が1年の者 条件付採用期間開始後10月を経過したとき

評価期間 条件付採用期間開始の日から特別評価を実施する日までの期間

#### ②県教育長が必要があると認める教職員

基準日 その都度教育長が必要と認めるとき

評価期間 教育長がその都度定める期間

- (4) 管理職の評価者を次のとおりとした。

	第一次評価者	第二次評価者
(県立)校長	県教育委員会教育長が指定する者	県教育委員会教育長
(県立)副校長・教頭	校長	県教育委員会教育長が指定する者
(市町村立)校長	市町村教育委員会教育長が指定する者	市町村教育委員会教育長
(市町村立)副校長・教頭	校長	市町村教育委員会教育長が指定する者

- (5) 県立学校の職員のうち教育職員以外の職員の人事評価については、教育委員会が別に定めることとした。

## 3 施行期日

平成28年4月1日

条 例 等 立 案 表

<p>題 名</p> <p>徳島県立学校規則及び県費負担教職員の勤務成績の評 定に関する規則の一部を改正する規則</p>	<p>課 (室) 名</p> <p>教育委員会教職員課</p>
	<p>担当者名</p> <p>藤 田 完</p>
	<p>電話番号</p> <p>三 一 五 〇</p>
<p>制定理由</p> <p>地方公務員法の一部が改正されたことに鑑み、県立学校の職員及び県費負担教職員の人事評価を適正かつ円滑に実施するため、所要の改正を行う必要がある。</p>	
<p>あらまし</p> <p>一 地方公務員法の一部改正に鑑み、県立学校の職員及び県費負担教職員に係る「勤務評定」を「人事評価」に改めることとした。</p> <p>二 人事評価は、定期評価及び特別評価とすることとした。</p> <p>三 定期評価及び特別評価の実施に関し必要な事項を定めることとした。</p> <p>四 県立学校の職員のうち教育職員以外の職員の人事評価については、教育委員会が別に定めることとした。</p> <p>五 この規則は、平成二十八年四月一日から施行することとした。</p>	
<p>予算上の措置</p>	<p>考 備</p>
<p>関係法規</p>	
<p>法令審査会 <input checked="" type="checkbox"/> 要 ・ 否</p>	

徳島県教育委員会規則第 号

徳島県立学校規則及び県費負担教職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年 月 日

徳島県教育委員会

委員長 松 重 和 美

徳島県立学校規則及び県費負担教職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則

(徳島県立学校規則の一部改正)

第一条 徳島県立学校規則(昭和三十二年徳島県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第十八条の四を次のように改める。

(人事評価)

第十八条の四 人事評価は、定期評価及び特別評価とする。

2 定期評価は、条件付採用期間中の職員その他県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が指定する職員以外の職員について、毎年二月一日を基準日として実施する。ただし、長期にわたる休暇、休職、停職若しくは研修又は転任、配置換え若しくは昇任その他これらに類する理由により、当該基準日において、公正な人事評価を実施することが著しく困難と認められる職員については、この限りでない。

3 特別評価は、次の各号に掲げる職員について、それぞれ当該各号に定めるときに実施する。

一 条件付採用期間中の職員のうち教諭、助教諭及び講師 その採用の日から起算して十月を経過したとき。

二 前号に掲げる職員以外の条件付採用期間中の職員 その採用の日から起算して五月を経過したとき。

三 教育長が必要と認める職員 教育長が必要と認めるとき。

4 評価期間(人事評価に当たつて考慮する期間をいう。)は、次の各号に掲げる人事評価の種類に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 定期評価 基準日の属する年の前年の四月一日からその属する年の三月三十一日までの期間。ただし、当該期間の中途において採用され、又は転任、配置換え若しくは昇任をさせられた職員に係るものにあつては、特に教育長が定める場合を除き、この限りでない。

二 特別評価 前項第一号及び第二号に掲げる職員に係るものにあつてはその採用の日から起算して当該特別評価の実施の日までの期間、同項第三号に掲げる職員に係るものにあつてはその都度教育長が定める期間

第十八条の五第一項表以外の部分中「評定者」を「人事評価を行う者(以下「評価者」という。)」に、「評定の」を「人事評価の」に改め、同項の表区分の項、イの項及びロの項を次のように改める。

区分	被評価者	評価者	調整者
----	------	-----	-----

		第一次評価者	第二次評価者	
イ	校長	教育長が指定する者	教育長	
ロ	副校長及び教頭	校長	教育長が指定する者	教育長

第十八条の五第一項の表二の項を削り、同表備考中「この表」の下に「及び第十八条の七」を加え、「主幹教諭」を「校長、副校長、教頭、主幹教諭」に改め、同条第二項中「評定者」を「評価者」に、「の別に定める勤務評定書」を「が別に定める人事評価書」に、「評定又は」を「人事評価又は人事評価の」に改め、同条第三項中「勤務評定」を「人事評価」に改める。

第十八条の六の見出し中「勤務評定書」を「人事評価書」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「勤務評定書」を「人事評価書」に、「報告書」を「人事評価書」に、「評定期間」を「評価期間」に、「勤務成績」を「人事評価」に改め、同項を同条とし、同条の次に次の一条を加える。

(教育職員以外の職員の人事評価についての特例)

**第十八条の七** 教育職員以外の職員の人事評価の実施については、前三条の規定にかかわらず、委員会が別に定める。

(県費負担教職員の勤務成績の評定に関する規則の一部改正)

**第二条** 県費負担教職員の勤務成績の評定に関する規則(平成十二年徳島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

県費負担教職員の人事評価に関する規則

第一条中「第四十六条」を「第四十四条」に、「勤務成績の評定(以下「勤務評定」という。)」を「人事評価」に改める。

第二条を次のように改める。

(人事評価)

**第二条** 職員の人事評価は、定期評価及び特別評価とする。

2 定期評価は、条件付採用期間中の職員その他県教育委員会教育長が指定する職員以外の職員について、毎年二月一日を基準日として実施する。ただし、長期にわたる休暇、休職、停職若しくは研修又は転任、配置換え若しくは昇任その他これらに類する理由により、当該基準日において、公正な人事評価を実施することが著しく困難と認められる職員については、この限りでない。

3 特別評価は、次の各号に掲げる職員について、それぞれ当該各号に定めるときに実施する。

一 条件付採用期間中の職員のうち教諭、助教諭及び講師 その採用の日から起算して十月を経過したとき。

二 前号に掲げる職員以外の条件付採用期間中の職員 その採用の日から起算して五

月を経過したとき。

三 県教育委員会教育長が必要と認める職員 県教育委員会教育長が必要と認めるとき。

4 評価期間（人事評価に当たつて考慮する期間をいう。）は、次の各号に掲げる人事評価の種類に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 定期評価 基準日の属する年の前年の四月一日からその属する年の三月三十一日までの期間。ただし、当該期間の中途において採用され、又は転任、配置換え若しくは昇任をさせられた職員に係るものにあつては、特に県教育委員会教育長が定める場合を除き、この限りでない。

二 特別評価 前項第一号及び第二号に掲げる職員に係るものにあつてはその採用の日から起算して当該特別評価の実施の日までの期間、同項第三号に掲げる職員に係るものにあつてはその都度県教育委員会教育長が定める期間

第三条第一項表以外の部分中「評定者」を「人事評価を行う者（以下「評価者」という。）」に、「評定の」を「人事評価の」に改め、同項の表区分の項、イの項及びロの項を次のように改める。

区分	被評価者	評価者		調整者
		第一次評価者	第二次評価者	
イ	校長	市町村教育委員会教育長が指定する者	市町村教育委員会教育長	
ロ	副校長及び教頭	校長	市町村教育委員会教育長が指定する者	市町村教育委員会教育長

第三条第一項の表ハの項中「第一次評定者」を「第一次評価者」に、「第二次評定者」を「第二次評価者」に改め、同条第二項中「評定者」を「評価者」に、「の定める勤務評定書」を「が別に定める人事評価書」に、「評定又は」を「人事評価又は人事評価の」に改め、同条第三項中「勤務評定」を「人事評価」に、「日から十日以内に県教育委員会教育長」を「ときは、県教育委員会教育長」に改める。

第四条の見出し中「勤務評定」を「人事評価書」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「勤務評定書」を「人事評価書」に、「報告書」を「人事評価書」に、「評定期間」を「評価期間」に改め、同項を同条とする。

#### 附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

改正案				現行					
<p>(人事評価)</p> <p>第十八条の四 人事評価は、定期評価及び特別評価とする。</p> <p>2 定期評価は、条件付採用期間中の職員その他県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が指定する職員以外の職員について、毎年二月一日を基準日として実施する。ただし、長期にわたる休暇、休職、停職若しくは研修又は転任、配置換え若しくは昇任その他これらに類する理由により、当該基準日において、公正な人事評価を実施することが著しく困難と認められる職員については、この限りでない。</p> <p>3 特別評価は、次の各号に掲げる職員について、それぞれ当該各号に定めるときに実施する。</p> <p>一 条件付採用期間中の職員のうち教諭、助教諭及び講師 その採用の日から起算して十月を経過したとき。</p> <p>二 前号に掲げる職員以外の条件付採用期間中の職員 その採用の日から起算して五月を経過したとき。</p> <p>三 教育長が必要と認める職員 教育長が必要と認めるとき。</p> <p>4 評価期間（人事評価に当たつて考慮する期間をいう。）は、次の各号に掲げる人事評価の種類に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 定期評価 基準日の属する年の前年の四月一日からその属する年の三月三十一日までの期間。ただし、当該期間の中途において採用され、又は転任、配置換え若しくは昇任をさせられた職員に係るものにあつては、特に教育長が定める場合を除き、この限りでない。</p> <p>二 特別評価 前項第一号及び第二号に掲げる職員に係るものにあつてはその採用の日から起算して当該特別評価の実施の日までの期間、同項第三号に掲げる職員に係るものにあつてはその都度教育長が定める期間</p> <p>第十八条の五 人事評価を行う者（以下「評価者」という。）及び人事評価の調整を行う者（以下「調整者」という。）は次のとおりとする。</p>				<p>(勤務評定)</p> <p>第十八条の四 勤務評定は、定期評定、条件評定及び臨時評定とし、定期評定は毎年一回、県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が指定する者を除くすべての職員について教育長の指定する日に、条件評定は条件付採用期間中の職員のうち教諭、助教諭及び講師にあつては条件付採用期間開始後十月を経過した日、その他の職員にあつては条件付採用期間開始後五月を経過した日に、臨時評定は必要に応じて随時にこれを実施するものとする。</p> <p>2 教育長は、公正な評定を行うことができないと認められる職員については、前項に規定する条件評定実施の時期を変更することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>3 評定に当つて考慮する勤務期間（以下「評定期間」という。）は教育長が定める。</p> <p>第十八条の五 評定者及び評定の調整を行う者（以下「調整者」という。）は次のとおりとする。</p>					
区分	被評価者	評価者		調整者	区分	被評定者	評定者		調整者
		第一次評価者	第二次評価者				第一次評定者	第二次評定者	
1	校長	教育長が指定する者	教育長		1	校長	教育長	(新設)	

ロ	副校長及び 教頭	校長	教育長が指定す る者	教育長
ハ	校長、副校 長及び教頭 以外の教育 職員	副校長又は教頭 (二人以上置か れているときは 、校長の指定す る副校長又は教 頭)	校長	教育長
ニ	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
備考 この表及び第十八条の七において「教育職員」とは、徳島県立学校の職員の職の設置に関する規則(昭和三十二年徳島県教育委員会規則第十八号)第二条第一項に規定する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主任寄宿舎指導員、寄宿舎指導員、実習主任及び実習助手をいう。				

- 2 評価者及び調整者は、教育長が別に定める人事評価書によって人事評価又は人事評価の調整を行うものとする。
- 3 校長は、人事評価を実施した日から十日以内に教育長の定めるところにより委員会に報告しなければならない。

(人事評価書の効力)  
第十八条の六 (削除)

人事評価書は、新たに人事評価書が作成されるまでの間、当該評価期間に引き続く期間におけるその職員の人事評価を示すものとみなす。ただし、その期間は二年間を限りとする。

(教育職員以外の職員の人事評価についての特例)  
第十八条の七 教育職員以外の職員の人事評価の実施については、前三条の規定にかかわらず、委員会が別に定める。

ロ	副校長 教 頭 事務課 長 事務室 長及び事務 長	校長	(新設)	教育長
ハ	校長、副校 長及び教頭 以外の教育 職員	副校長又は教頭 (二人以上置か れているときは 、校長の指定す る副校長又は教 頭)	校長	教育長
ニ	イ、ロ及び ハに該当す る職員以外 の職員	事務課長、事務 室長又は事務長	校長	教育長
備考 この表において「教育職員」とは、徳島県立学校の職員の職の設置に関する規則(昭和三十二年徳島県教育委員会規則第十八号)第二条第一項に規定する主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主任寄宿舎指導員、寄宿舎指導員、実習主任及び実習助手をいう。				

- 2 評定者及び調整者は、教育長の別に定める勤務評定書によって評定又は調整を行うものとする。
- 3 校長は、勤務評定を実施した日から十日以内に教育長の定めるところにより委員会に報告しなければならない。

(勤務評定書の効力)  
第十八条の六 勤務評定書は、当該評定期間中の職員の勤務成績を示すものとする。

2 勤務評定書は、新たに報告書が作成されるまでの間、当該評定期間中に引き続く期間におけるその職員の勤務成績を示すものとみなす。ただし、その期間は二年間を限りとする。

(新設)

2 県費負担教職員の勤務成績の評定に関する規則(平成十二年徳島県教育委員会規則第四号) 新旧対照表(第二条関係)

改正案	現行
県費負担教職員の人事評価に関する規則	県費負担教職員の勤務成績の評定に関する規則
(趣旨)	(趣旨)

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十二年法律第百六十二号）第四十四条の規定に基づき、県費負担教職員（以下「職員」という。）の人事評価に関し必要な事項を定めるものとする。

(人事評価)

第二条 職員の人事評価は、定期評価及び特別評価とする。

2 定期評価は、条件付採用期間中の職員その他県教育委員会教育長が指定する職員以外の職員について、毎年二月一日を基準日として実施する。ただし、長期にわたる休暇、休職、停職若しくは研修又は転任、配置換え若しくは昇任その他これらに類する理由により、当該基準日において、公正な人事評価を実施することが著しく困難と認められる職員については、この限りでない。

3 特別評価は、次の各号に掲げる職員について、それぞれ当該各号に定めるときに実施する。

- 一 条件付採用期間中の職員のうち教諭、助教諭及び講師その採用の日から起算して十月を経過したとき。
- 二 前号に掲げる職員以外の条件付採用期間中の職員その採用の日から起算して五月を経過したとき。
- 三 県教育委員会教育長が必要と認める職員 県教育委員会教育長が必要と認めるとき。

4 評価期間（人事評価に当たつて考慮する期間をいう。）は、次の各号に掲げる人事評価の種類に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 定期評価 基準日の属する年の前年の四月一日からその属する年の三月三十一日までの期間。ただし、当該期間の中途において採用され、又は転任、配置換え若しくは昇任をさせられた職員に係るものにあつては、特に県教育委員会教育長が定める場合を除き、この限りでない。
- 二 特別評価 前項第一号及び第二号に掲げる職員に係るものにあつてはその採用の日から起算して当該特別評価の実施の日までの期間、同項第三号に掲げる職員に係るものにあつてはその都度県教育委員会教育長が定める期間

第三条 人事評価を行う者（以下「評価者」という。）及び人事評価の調整を行う者（以下「調整者」という。）は、次のとおりとする。

区分	被評価者	評価者		調整者
		第一次評価者	第二次評価者	

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十二年法律第百六十二号）第四十六条の規定に基づき、県費負担教職員（以下「職員」という。）の勤務成績の評定（以下「勤務評定」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務評定)

第二条 職員の勤務評定は、定期評定、条件評定及び臨時評定とし、定期評定は毎年一回、徳島県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）教育長が指定する者を除くすべての職員について県教育委員会教育長の指定する日に、条件評定は条件採用期間中職員のうち教諭、助教諭及び講師にあつては条件付採用期間開始後十月を経過した日、その他の職員にあつては条件付採用期間開始後五月を経過した日に、臨時評定は必要に応じて随時これを実施するものとする。

2 県教育委員会教育長は、公正な評定ができないと認められる職員については、前項に規定する条件評定実施の時期を変更することができる。

(新設)

3 評定に当たつて考慮する勤務期間（以下「評定期間」という。）は、県教育委員会教育長が定める。

第三条 評定者及び評定の調整を行う者（以下「調整者」という。）は、次のとおりとする。

区分	被評定者	評定者		調整者
		第一次評定者	第二次評定者	

イ	校長	市町村教育委員 会教育長が指定 する者	市町村教育委員 会教育長
ロ	副校長及び 教頭	校長	市町村教育委員 会教育長
ハ	イ及びロ に該当す る職員以 外の職員	一 副校長又は 教頭（二人以 上置かれてい るときは、校 長の指定する 副校長又は教 頭） 二 副校長又は 教頭が置かれ ていないとき は、第一次評 価者を定めず 第二次評価者 のみとする。	市町村教 育委員会 教育長

- 2 評価者及び調整者は、県教育委員会教育長が別に定める人事評価書によつて人事評価又は人事評価の調整を行うものとする。
- 3 市町村教育委員会は、人事評価を実施したときは、県教育委員会教育長の定めるところにより県教育委員会に報告しなければならない。

(人事評価書の効力)  
第四条 (削除)

人事評価書は、新たに人事評価書が作成されるまでの間、当該評価期間に引き続く期間におけるその職員の勤務成績を示すものとみなす。ただし、その期間は二年間を限りとする。

イ	校長	市町村教育委員 会教育長	(新設)
ロ	副校長及び 教頭	校長	(新設)
ハ	イ及びロ に該当す る職員以 外の職員	一 副校長又は 教頭（二人以 上置かれてい るときは、校 長の指定する 副校長又は教 頭） 二 副校長又は 教頭が置かれ ていないとき は、第一次評 定者を定めず 第二次評定者 のみとする。	市町村教 育委員会 教育長

- 2 評定者及び調整者は、県教育委員会教育長 の定める勤務評定書によつて評定又は 調整を行うものとする。
- 3 市町村教育委員会は、勤務評定を実施した日から十日以内に県教育委員会教育長の定めるところにより県教育委員会に報告しなければならない。

(勤務評定の効力)  
第四条 勤務評定書は、当該評定期間中の職員の勤務成績を示すものとする。

2 勤務評定書 は、新たに報告書 が作成されるまでの間、当該評定期間中に引き続く期間におけるその職員の勤務成績を示すものとみなす。ただし、その期間は二年間を限りとする。

